

別表第1（第3条関係）

1 ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設

番号	施設の種類
1	食料品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 乾燥施設 イ 粉碎施設 ウ たん白質分解施設
2	繊維工業（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 樹脂加工施設 イ 漂白施設 ウ 植毛施設 エ 製綿施設
3	木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア タール又はアスファルト合浸施設 イ 吹付塗装施設 ウ くん蒸施設 エ 漂白施設 オ 切断施設 カ 粉碎施設 キ 研削施設
4	出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア グラビア印刷施設 イ 金属板印刷施設
5	化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 反応施設 イ 精製施設

	ウ 抽出施設 エ 電解施設 オ 重合施設 カ 蒸発濃縮施設 キ 乾燥施設 ク ばい煙施設 ケ 粉碎施設 コ 造粒施設 サ 混合施設 シ 分解施設 ス 合成施設 セ 蒸留施設
6	ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 加硫施設 イ 混練施設
7	窯業又は土石製品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 粉碎施設 イ 混合施設 ウ 溶融施設 エ 焼成施設 オ 乾燥施設 カ 研摩施設 キ 選別施設 ク 粉体用コンベヤー施設
8	鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 非鉄金属溶融施設 イ 溶融めっき施設 ウ 電気めっき施設

	エ 酸洗施設 オ エツチング施設 カ 吹付塗装施設 キ 乾燥焼付施設 ク 粉碎施設 ケ 配合施設 コ 電解施設 サ 精錬施設 シ 研摩施設 ス 粉体用コンベヤー施設
9	その他の製造等の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 吹付塗装施設 イ 乾燥焼付施設 ウ 電気めっき施設 エ 貝がらの粉碎施設 オ 鶏ふんの乾燥施設

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項及び第6項並びに第7項に規定するばい煙発生施設及び粉じん発生施設
- 2 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設
- 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス工作物

2 騒音に係る特定施設

番号	施設の種類
1	金属加工機械 ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） イ 製管機械 ウ ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） エ 液圧プレス オ 機械プレス カ せん断機（シヤーリングマシン。原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） キ 鍛造機 ク ワイヤーフオーミングマシン ケ ブラスト コ タンブラー サ 製鋸機 シ 製釘機 ス 高速度切断機 セ 平削盤 ソ 型削盤 タ 研摩機 チ 自動やすり目立機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
3	送風機（排風機を含み、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
4	粉砕機 ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機

	イ 食品加工用粉砕機 ウ その他の用に供する粉砕機（破砕機及び摩砕機を含む。）
5	繊維機械 ア 織機（原動機を用いるものに限る。） イ 紡績機械 ウ 編組機 エ 撚糸機
6	建設用資材製造機械 ア コンクリートプラント イ アスファルトプラント
7	木材加工機械 ア ドラムバーカー イ チツバー ウ 碎木機 エ 帯のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。） オ 丸のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。） カ かな盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機
12	ニューマチツクハンマー
13	ロール機
14	自動製びん機
15	ドラムかん洗淨機
16	ロータリーキルン
17	コルゲートマシン
18	重油バーナー（重油使用量が毎時15リットル以上のものに限る。）
19	走行クレーン

	<p>ア 天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ 門型走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。）</p>
20	集じん装置
21	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
22	<p>原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。）</p> <p>ア ディーゼルエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ ガソリンエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p>
23	クーリングタワー（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）
24	<p>営業を目的として設置される原動機付二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同条第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。）による</p> <p>断郊競技施設</p>

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第2条第12項に規定するガス工作物
- 4 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設

3 振動に係る特定施設

番号	施設の種類
1	金属加工機械 ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） イ 製管機械 ウ 液圧プレス エ 機械プレス オ せん断機（シャーリングマシン、原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） カ ワイヤフォーマーマシン
2	圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
3	粉砕機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 イ 食品加工用粉砕機 ウ その他の用に供する粉砕機（破砕機及び摩砕機を含む。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリート製品製造機械 ア コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。） イ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 ア ドラムバーカー イ チツパー
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）

9	合成樹脂用射出成型機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）
11	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第2条第12項に規定するガス工作物
- 4 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定施設

番号	施設の種類
1	井戸（動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が6平方センチメートルをこえるもの）

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 温泉法（昭和23年法律第125号）第8条第1項の規定により許可を受けた動力装置
- 2 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川の同法第6条第1項に規定する河川区域に設置される施設
- 3 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第1項に規定する指定地域内に設置される井戸
- 4 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）第4条第1項の指定地域内に設置される揚水設備
- 5 千葉県環境保全条例（平成7年千葉県条例第3号）第38条第1項の指定地域内に設置される揚水施設
- 6 消火の用のみに供する施設
- 7 建設作業その他臨時的な用に供する施設であって、町長が認めたもの